（障害の状態等に関する届出）

第二十七条の七　［略］

2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二　［略］

3・4　［略］

（二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出）

第二十八条の八　［略］

2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

二　［略］

3・4　［略］

（ディスク等による手続）

第四十条の二　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによって行うことができる。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄

二～七　［略］

2・3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第四条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第四条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（障害の状態等に関する届出） **第二十七条の七**　［同上］ 2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ 3・4　［同上］ （二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出） **第二十八条の八**　［同上］ 2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ 3・4　［同上］ ［条を加える。］ （未支給の厚生年金保険給付の請求） **第五十二条**　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄 二～七　［同上］ 2・3　［同上］	（障害の状態等に関する届出） **第二十七条の七**　［同上］ 2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　指定日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ 3・4　［同上］ （二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出） **第二十八条の八**　［同上］ 2　前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 一　その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書 二　［同上］ 3・4　［同上］ ［条を加える。］ （未支給の厚生年金保険給付の請求） **第五十二条**　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄 二～七　［同上］ 2・3　［同上］